

# 「復興特別所得税」についてのお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号）」が交付され、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間にわたり、所得税額に対して 2.1%の「復興特別所得税」が追加課税されることになりました。

このため、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金利息や公共債の利子のほか、投資信託の解約・譲渡益や分配金の所得税額に対しても、「復興特別所得税」が追加課税されます。

## ◆ 「復興特別所得税」を付加した税率（平成 25 年 1 月 1 日以降）

|                               | 平成 24 年 12 月 31 日まで                | 平成 25 年 1 月 1 日<br>～平成 25 年 12 月 31 日      | 平成 26 年 1 月 1 日<br>～平成 49 年 12 月 31 日            |
|-------------------------------|------------------------------------|--|--|
| 預金利息                          | <b>20%</b><br>(国税 15%)<br>(地方税 5%) | <b>20.315%</b><br>(国税 15.315%)<br>(地方税 5%) |  |
| 公共債の利子<br>公共債投資信託の<br>解約金・分配金 |                                    |  |  |
| 株式投資信託の<br>譲渡益・分配金            | <b>10%</b><br>(国税 7%)<br>(地方税 3%)  | <b>10.147%</b><br>(国税 7.147%)<br>(地方税 3%)  | <b>20.315%</b><br>(国税 15.315%)【注】<br>(地方税 5%)【注】 |

【注】証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更です。

※利子等の計算期間等にかかわらず、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる利子等に対し、上記利率が適用されます。また、各種資料等で所得税が従来税率により表示されている場合も、平成 25 年 1 月 1 日以降は上記税率となります。

※今後、税制が改正された場合は、内容が変更になることがあります。

※記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。